

# 新型コロナウイルス関連融資の信用保証料を最大ゼロに引き下げます

～ 3月 26 日（木曜日）から融資相談を開始します～

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上等に甚大な影響を受けている県内中小企業を支援するため、セーフティネット保証4号に対応した「新型コロナウイルス対策特別融資（4号別枠）」と、セーフティネット保証とは更に別枠で新設する「新型コロナウイルス対策特別融資（危機関連保証別枠）」について、信用保証料への補助を拡充し、中小企業が負担する信用保証料をいずれも不要とします。その他の新型コロナウイルス関連の融資も信用保証料補助を2倍に拡充します。これらについては、3月 26 日より相談受付を開始し、4月1日よりご利用いただけます。

## 1. 信用保証料補助の拡充

	融資名	対象	融資限度額	信用保証料率
新設	新型コロナウイルス対策特別融資（危機関連保証別枠）	〔売上〕 15%以上減少	2億8 千万円	<b>0.80%→負担ゼロ</b> 7/8 補助を実施
既存	新型コロナウイルス対策特別融資（4号別枠）	〔売上〕 20%以上減少	2億8 千万円	<b>1.00%→負担ゼロ</b> 県の保証料補助を3倍に拡充 （3/10→9/10）
	セーフティネット保証5号	〔売上〕 5%以上減少	8千万 円	<b>0.85%→0.41%</b> 県の保証料補助を2倍に拡充 （2/10→4/10） 従業員 30 人以下の対象要件撤廃
	売上・利益減少対策融資【新型コロナウイルス要件】	〔売上・粗利〕 5%以上減少	8千万 円	<b>0.45～1.90%→0.17～1.04%</b> 県の保証料補助を2倍に拡充 （2/10→4/10）

（全メニューに県信用保証協会の 0.1%割引が実施されます）

## 2. 新設する「新型コロナウイルス対策特別融資(危機関連保証別枠)」のポイント

- ・今回の新型コロナウイルス対策特別融資(危機関連保証別枠)は、売上が15%以上の減少で、セーフティネット保証とはさらに別枠で利用可
- ・売上が前年同期と比べて20%以上減少している方は、最大6億4千万円までの融資が利用可(危機関連保証別枠:2億8千万円+4号別枠:2億8千万円+売上・利益減少対策融資【新型コロナウイルス要件】:8千万円)
- ・保証料負担は通常0.8%のところ、一律0%に優遇(県の補助0.7%、神奈川県信用保証協会0.1%割引)
- ・神奈川県信用保証協会が100%保証
- ・据置期間は最長2年(他の新型コロナウイルス関連融資は据置期間1年)

融資対象者	新型コロナウイルス感染症の影響で、最近1か月の売上高が前年同月の売上高に比べて15%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月の売上高が前年同期に比して15%以上減少することが見込まれる、危機関連保証の認定を事業所所在市町村から受けた中小企業者等
融資限度額	2億8,000万円(別枠) ※セーフティネット保証とはさらに別枠
融資期間	運転資金・設備資金:10年以内(据置期間2年以内を含む)
融資利率 (固定金利)	2年以内:年1.2%以内 2年超5年以内:年1.4%以内 5年超10年以内:年1.6%以内
信用保証	神奈川県信用保証協会の保証が必要(100%保証) <u>保証料率は、0%</u> (県による保証料補助及び神奈川県信用保証協会の割引後)

## 3. 新型コロナウイルス関連融資に関する問合せ先

電話 045-210-5695 (金融課経営相談窓口)

<参考資料>既存の新型コロナウイルス関連融資一覧、制度融資取扱金融機関の一覧

### 問合せ先

神奈川県産業労働局中小企業部金融課

課長 高山 電話 045-210-5670

融資グループ 太田 電話 045-210-5677

## <参考資料>

### 1. 既存の新型コロナウイルス関連融資一覧

#### (ア) 新型コロナウイルス対策特別融資(4号別枠)

融資対象者	新型コロナウイルス感染症の影響で、最近1か月の売上高が前年同月の売上高に比べて 20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月の売上高が前年同期に比して 20%以上減少することが見込まれる、セーフティネット保証4号の認定を事業所所在市町村から受けた中小企業者等
融資限度額	2億8,000万円(別枠) ※「セーフティネット保証5号」との合算
融資期間	運転資金:10年以内 設備資金:15年以内(据置期間1年以内を含む)
融資利率 (固定金利)	2年以内:1.2%以内 2年超5年以内:1.4%以内 5年超10年(15年)以内:1.6%以内 注:カッコ内は設備資金の場合
信用保証	神奈川県信用保証協会の保証が必要(100%保証) 保証料率は、0% (県による保証料補助及び神奈川県信用保証協会の割引後)

※新型コロナウイルス対策特別融資(別枠)から、名称を変更しています。

#### (イ) セーフティネット保証5号

融資対象者	指定業種に属する事業を行っており、最近3か月の売上高が前年同期の売上高に比べて5%以上減少しており、セーフティネット保証5号の認定を事業所所在市町村から受けた中小企業者等  注:新型コロナウイルス感染症による影響を受けている中小企業者にあつては、6月30日までは直近1か月の売上高の5%以上減少とその後2か月を含む3か月の売上高見込みが5%以上の減少でも可能です。
融資限度額	8,000万円(別枠)  ※「新型コロナウイルス対策特別融資(4号別枠)」との合算
融資期間	運転資金・設備資金:1年超10年以内(据置期間1年以内を含む)
融資利率 (固定金利)	1年超5年以内:年1.6%以内 5年超10年以内:年1.8%以内
信用保証	神奈川県信用保証協会の保証が必要(80%保証) 保証料率は、0.41% (県による保証料補助及び神奈川県信用保証協会の割引後)

### (ウ) 売上・利益減少対策融資【新型コロナウイルス要件】

融資対象者	新型コロナウイルス流行の影響により、最近1か月の売上高又は売上総利益額(粗利益)が前年同期比5%以上減少し、かつ、その後2か月を含む3か月の売上高又は売上総利益額(粗利益)の合計が5%以上減少することが見込まれる中小企業者等
融資限度額	8,000 万円
融資期間	運転資金:10 年以内 設備資金:15 年以内(据置期間1年以内を含む)
融資利率 (固定金利)	2年以内:年 1.2%以内 2年超5年以内:年 1.4%以内 5年超 10 年(15 年)以内:年 1.6%以内 注:カッコ内は設備資金の場合
信用保証	神奈川県信用保証協会の保証が必要(80%保証) 保証料率は、0.17~1.04% (県による保証料補助及び神奈川県信用保証協会の割引後)

## 2. 制度融資取扱金融機関の一覧

41 の取扱金融機関の県内各支店へご相談ください。

銀行 : みずほ/三菱UFJ/三井住友/りそな/群馬/きらぼし/横浜/第四/山梨中央/北陸/静岡/スルガ/阿波/東日本/東京スター/神奈川/大光/静岡中央

信用金庫 : 横浜/かながわ/湘南/川崎/平塚/さがみ/中栄/中南/さわやか/芝/西武/城南/世田谷/多摩/山梨

信用組合 : ハナ/神奈川県医師/神奈川県歯科医師/横浜幸銀/横浜華銀/小田原第一/相愛

政府系金融機関 : 商工組合中央金庫